

高島市とびわこ成蹊スポーツ大学との連携・協力に関する協定書

高島市（以下、「甲」という。）とびわこ成蹊スポーツ大学（以下、「乙」という。）は、相互に連携・協力をすることにより、地域社会の活性化と人材育成に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が相互の連携を強化し、相互の発展とスポーツ振興、健康増進、教育、まちづくりなどの分野において、連携・協力事項の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、以下の事項について連携し、相互に協力する。

- (1) スポーツの普及・振興に関する事項
- (2) 健康増進に関する事項
- (3) 競技力の向上と障がい者スポーツの振興に関する事項
- (4) 子どもや青少年の教育・健全育成に関する事項
- (5) 地域振興に関する事項
- (6) その他、前条に掲げる目的を達成するために必要な事項

（推進体制）

第3条 前条の連携・協力事項を推進するために、必要な会議を設置することができる。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲または乙から改廃の申し入れがないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携に関し必要な事項については、両者協議して別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年12月26日

甲 滋賀県高島市新旭町北畠565番地
高島市

高島市長

福井正明

乙 滋賀県大津市北比良1204番地
びわこ成蹊スポーツ大学

学 長

喜田由紀子